

浪江町農業委員会総会議事録 (令和5年2月定例会)

1 開催日時 令和5年2月20日(月)午後1時30分から午後2時40分

2 開催場所 浪江町地域スポーツセンター 会議室

3 出席委員(10人) 欠席委員(1人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(出)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(欠)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(出)
	9番	中野 弘寿	(出)
	10番	紺野 宏	(出)
	11番	神長倉 正満	(出)
	12番	若月 芳則	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員(11人)

浪江地区担当	川島 優	苅野地区担当	横山 良男
幾世橋地区担当	上田 順一	津島地区担当	木幡 一郎
請戸地区担当	荒川 勝己		
請戸地区担当	脇坂 薫		
大堀地区担当	桑原 泉		
大堀地区担当	遠藤 定郎		
苅野地区担当	藤田 一宏		
苅野地区担当	田中 静夫		
苅野地区担当	高田 秀光		

5 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(貸借権設定)	1件
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(貸借権設定)	1件

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	長岡 秀樹
事務局係長	半杭 めぐみ

議長 それでは、只今より2月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は10名でございます。また、推進委員数は11名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり10番紺野委員および11番神長倉委員にお願いいたします。
それでは、議案の審議に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)
こちらは、先月の定例会で承認されております、・・・地区での・・・株式会社による試験栽培で、書類の提出が先月の締め切りに間に合わなかった所有者の分についての追加の申請となっております。
なお、議案書ページ1-14に今回の申請農地の位置図を掲載しております。青で囲われている箇所が今回の申請地です。
説明は以上です。よろしくお願いたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

横山推進委員 立野担当推進委員の横山です。・・・の・・・さんに、13日11時30分に電話で確認しました。先ほど説明があった通り1月の定例会に間に合わなかったため、今回間に合わせたということです。・・・さんと・・・さんにも同じく電話で確認しました。・・・さんには、12日の夜8時頃電話しました。同じく・・・さんにも12日の夜の8時に15分位電話で確認しました。どちらも同意しております。以上です。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第1号1番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)
議案書ページ2-14をお開きください。申請地はページ中央の赤丸で囲まれ緑で染められている、・・・自動車道を挟んだ2か所の農地となります。農地の種別としては、農用地区域内農業用施設用地であり、搾乳牛舎等の農業用施設建築のための転用であることから、不許可の例外として認められるものとなります。
次に一般基準ですが、資力を証する書類については、申請者より残高証明書の写し及び融資に関する書類の提出を受けており、問題ないこ

とを確認しています。

ページ 2-9 から 2-12 までに候補地についての資料を掲載しております。本来であれば転用候補地の添付について必要はありませんが、事業計画書にある土地の選定理由の欄に何件かの農地を検討したとの記載があり、申請者から候補地に関する資料の提出がありましたので参考として掲載しております。また、ページ 2-37 から 2-41 までには法令に義務付けられている行政庁との協議状況についての書類、2-42 は水利権者との同意状況についての書類となります。

その他、添付の土地利用計画図等からも、周辺農地への影響については特段問題ないと考えられます。

本案件は当委員会が権限移譲されていない案件であり、福島県知事が許可権者となりますので、当委員会の意見を付して、福島県へ進達いたします。以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

横山推進委員

立野地区担当の横山です。浪江町・・・から・・・市・・・に避難している・・・さんの件でございます。役場から貰った電話番号が固定電話であって 10 回位電話しました。携帯電話をお持ちですけれども、携帯番号が分からないので 16 日の現場確認の時に確認しました。・・・さんは、現在・・・市・・・で酪農業を営んでおり、後継者が・・・の酪農大学校にいますということで、浪江町に帰りたいということで今回の案件に出てきました。役場に土地の紹介をしてもらおうとしたら、役場では斡旋できませんと言われたので、酪農の面識がある・・・さんと話をし、・・・さんの田んぼと・・・さんの田んぼと畑を紹介して今回の結論に至りました。現在、堆肥場については除染のまっただ中です。16 日は、こういう訳で浪江町の農業委員会が来るのでという事で除染を休んでもらいましたという説明です。現在、娘さんは・・・の酪農大学校、長男は現在高校 2 年生で、そろそろ目途が立ったので浪江町に帰りたいという事でした。この中で、造成について載ってないんですけど・・・で負担してくれるということです。以上です。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

鈴木委員

2 番鈴木です。現地調査はですね。2 月 16 日。会長、菅野委員、横山推進委員、そして地元ということで中野委員が参加なさいました。相手は総勢 10 名程度でご本人を含め後継者と思われる娘さん、農協の方、設計士の方が参加されました。当日は 2 か所調査しました。1 か所は牛舎。2 か所目、最初は堆肥舎だったんですが 2 か所調査しました。牛舎の方は特に問題は無いのかなと思いましたが。しかしですね。堆肥舎については 1 つ懸念材料があるのではないかなと判断されます。詳しくは先ほど配った A3 の堆肥舎の土地利用計画書の配置図を見ながら説明させていただきます。南側のロール置き場というところの下の南側が急斜面になっていて、下に町道が走っているという状況です。進入路は上の農道 1 本ですね。そんな配置です。敷地の方は地目・現況とも今は畑になっております。先ほどあったように除染中であつた

ということです。ただ、畑は農道よりも若干低くなっておりまして、盛り土の予定はないそうです。堆肥舎の敷地なんですけど、この配置図の真ん中にある斜線の部分、これが堆肥舎の建屋になります。この敷地はコンクリートを敷くということと、その西側の出入り口は碎石を敷くということなんですけど、それ以外の堆肥切り返し作業スペースなり、一時ロール置き場、そこは現況畑のまま、低いまま使用するということになります。そこで問題なのは、先ず汚水ですが、堆肥舎からしか汚水は出ませんが、この汚水は一旦、先ほどもあったように、溜枡に一旦貯蔵されてバキュームカーで汲み取って直接農地に散布するそうです。その際に、臭気抑制剤を加えて散布するので臭いも大丈夫だというお話でした。それから堆肥舎の雨水ですね。雨水の場合は2通りあると思います。

1 つは堆肥舎部分の雨水。これは真ん中下に地下の貯留施設ここに一旦溜まります。このまま、何処にも排出しないで浸透して終わりです。問題なのは、その他の畑の部分の一段下がった部分の雨水です。ここで汚水は発生しないというお話です。ここには、全然牛糞とかは置かないということなんですけど、多分、転圧されると思いますので、計画では自然浸透というんですが、こここのところは、今まではあふれることは無かったと思うんですが、雨が多いと南側の斜面に浸透して一部崖崩れが起きていたというお話を聞いております。そうすると道路にも影響してくるのかなと思ひまして、そこはちょっと問題なのかなという、で、現場の調査の時に、ご本人や設計説明した方に、排水路の設置について提案をしたんですが、これ以上の本人負担は困難という、なのでこのままの計画を通して頂きたいということでございました。以上の通りですね雨水の畑の部分が本当にこの中で収まって、畑だから、排水口も汚水口も無いんですが、そこが懸念されるなということで、慎重に審議して頂ければという風に思います。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
はい。9番。

中野委員

はい。9番中野です。今ありました堆肥舎土地利用計画図面の4mかける4m、深さ1mかける16㎡と、こういう状態で雨水をここから本当に地下浸透させて良いのかどうか。この図面でロール置き場の南側に町道があり、山の部分、山林の部分があって下が・・・線になっています。・・・線は今の時期、水は余り湿っては来ないんですが、梅雨時期はいつも湿っていて、れき層にありかなりいつも湿って来ます。この状態で地下浸透が本当によろしいのかどうか。そこらへんが私、地元として非常に懸念されます。出来れば貯留槽は設けなくてもいいから、右側に沢東の町道沢東3号線があります。ここはU字溝が入っております。ここにまっすぐ繋げて貰えれば雨水や排水は大丈夫かと思うんですが。そこらへん建設課との協議はどのようになって来るのか。お願いしたいと思います。
基本的には、雨水・排水・地下浸透で本当に良いのかどうかということとを、今後考えればソーラーの部分も宅地以外で造った場合、雨水排

水をちゃんと増設させるべきかと思っておりますので特にそういう風に考えます。

議長 はい。いまご意見ありましたが皆さんご審議お願いしたいと思います。
はい。事務局。

事務局 中野委員からお話ありました建設課との協議の件ですけれども、建設課に確認いたしました。今回の地下貯留施設に関してはコンクリートに造成する部分に対しての地下貯留施設でありまして、規模の根拠ですとか計算式については問題ないということで建設課との協議はされているようです。

議長 はい。その他にご質問ありますか。はい。12番。

若月委員 当日は行けなかったんですが、昨日、現地をきちんと見て来ました。この地下貯留施設が、この全面積で雨水とか何かはどれ位の量が入って来るのか。天候によってはかなりの雨とか水量なんて想定できないようなところもあるわけですね。そこまでの規模と対応できる能力がある保障があるのかどうか、それを一つ、感じます。それから図面の一番下の所は、先ほど崩れた経過があるということですが、その下に行くとも住宅が近くにありますが、私はどういう方法があるかは建築畑ではありませんから、ここについては何かの処置が必要じゃないかと思うんですね。会長もご存じでしょうが。大雨の時、・・・の工場の脇の崩れた場面なんかも見えますからね。下は空き家になっているんですね。帰還困難区域になってるんですが、将来的にこちら側が低いんですから、上の水がこっちに地下貯留施設にみんな入って行けばいいけど、低いところに水は流れる訳ですから、その時に防災的な対応を考えていただけたらなという感じがしました。

議長 はい。その他に皆様からのご意見を頂きたいと思っております。はい。9番。

中野委員 9番中野です。もっと現況を丁寧に説明しますと。この堆肥舎を造ろうとしている左側ここは杉林です。そこから下は沢になっていて、下に砂防ダムがありますけれども既に埋まっている砂防ダムです。壊れている状態です。先ほど言ったようにこの南側ですね、南側は山林で通れない状態ですからかなりこけている状態です。この状況で雨水を地下浸透で良いのかというふうに感じます。

議長 その他にご質問ありませんか。はい。12番。

若月委員 その設定者がこれ以上の経費を発注者に負担を掛けられないからと、その理由がこれは公益的な事案に対して妥当な回答と言いますか、少し理解できない所があります。必要だと思っているんですけども、これ以上当人に負担を掛けさせれない、そういう発言は違和感を覚えますので、そこだけ。

- 議長 その他にご意見お願いします。はい 11 番。
- 神長倉委員 11 番神長倉です。堆肥舎から出て来る汚水をここに溜めるということ
ですよね。
- 鈴木委員 私の説明が悪かったんですけれども。堆肥舎。まず汚水と雨水に分け
ますよね。雨水は堆肥舎の所は柵に入れます。それで地下浸透それで
終わり。それ以外の畑の部分は自然浸透。汚水は牛舎・堆肥舎しか出
ない。傾斜があってそこに流れるようになっていきますので。尿だけは
反対側に行くように四角の柵の所に行くように。これがバキュームカ
ーで運ばれていくようにということなので、敷地内のここは OK なんだ
けど、それ以外の現況畑のまんまの所はどうなのかというところでは
す。
- 神長倉委員 雨水もここまでは地下浸透でも良いのかなと感じはしますが。確か
に土砂崩れなどを考えればどうなのかなという感じはしますね。
- 議長 はい。いったん休議してもよろしいでしょうか。
（休議）
それでは休議を閉じまして再開いたします。
皆様から休議中にいろんなご意見を頂きました。再開いたします。
再開いたしましたので、ここで皆様からご意見を頂きます。
異議なしでよろしいでしょうか。
異議なしの声がありましたので採決に入ります。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の
委員の起立を求めます。
（起立多数）
起立多数であります。よって議案第 2 号 1 番に原案のとおり承認を
与えます。
以上で、本日上程されたすべての議事が終了いたしました。

令和 5 年 2 月 20 日
開始時刻 午後 1 時 30 分
終了時刻 午後 2 時 40 分